

## 確定申告

## 確定申告会場のご案内

所得税、個人事業者の消費税および贈与税の申告会場を開設します。

【確定申告会場】津島市文化会館(津島市藤浪町3丁目89番地10)

【開設期間】2月16日(水)～3月15日(火)(土・日曜日、祝日を除く。ただし、2月20日(日)、27日(日)に限り開設します。)

※本年の確定申告では、公的年金を受給されている方を主な対象として、2月10日(木)から当会場で申告相談を受け付けます。

【開設時間】午前9時～午後5時

※入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることもあります。

## ◆自宅から e-Tax 申告！

マイナンバーカードや税務署が発行するID・パスワードを利用して自宅などからe-Taxで簡単・便利に申告することができます。

## ◆確定申告会場にお越しになる方へ～感染リスク軽減のための対応～

新型コロナウイルス感染症の感染リスクを軽減するため、

ご自宅から申告できるe-Taxをぜひご利用ください。

相談は、チャットボットやお電話でも可能です。

※チャットボットはAIを活用した「税務職員ふたば」がお答えする自動会話プログラムです。



## ◆税金の還付を受けるための確定申告をお考えの方へ

申告義務のない方の還付申告は、5年間提出することができます。(令和3年分の確定申告の場合は、令和8年12月31日まで)年末調整済みの給与所得の方で、ふるさと納税や医療費控除により還付を受ける方は、こちらに該当します。

確定申告会場の混雑緩和のため、令和4年4月以降のご来署もご検討ください！

## ◆確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です！

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、確定申告会場の混雑緩和を図る観点から、入場整理券を活用して会場内へご案内いたします。

「入場整理券」は、会場での当日配付、または、LINEアプリを使ったオンラインでの事前発行の2通りで配付されます。

また、入場整理券の配付状況に応じて後日の来場をお願いすることもありますので、あらかじめご了承ください。

まずは、国税庁LINE公式アカウントと友だちになってください！

【ご注意ください！】

・入場時に、当日配付した「入場整理券」若しくはLINEアプリで事前発行した際に表示される「受付完了」画面を確認しますので、必ずお持ちください。

・「入場整理券」には、会場へ入場できる時間帯が記載されていますので、指定された時間帯内に会場へお越しください。

・指定された時間帯に遅れた場合は、入場できない場合があります。また、会場の混雑状況に応じ、指定された時間帯内であっても入場をお待ちいただく場合があります。

## 確定申告会場へお越しになる方へのお願い

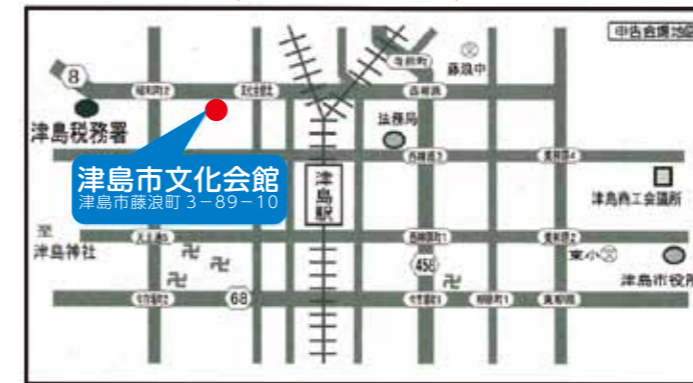
・入場の際に検温を実施させていただきます。

・咳・発熱(37.5度以上)などの症状がある場合や体調がすぐれない方は、入場をお断りさせていただきます。ご自宅からの確定申告や後日の来場をお願いします。

・ご来場の際は、必ずマスクを着用していただき、手指のアルコール消毒をお願いします。

・混雑緩和のため、ご来場の際は、できる限り少人数でお越しください。

## ◆確定申告会場(津島市文化会館)



問 津島税務署 ☎ 0567-26-2161

\*電話は自動音声により案内していますので、音声案内に従い「2」を選択してください。

申告書の作成・提出は  
国税庁ホームページ  
から



確定申告

## 確定申告に関するお知らせは広報やとみ1月号もご覧ください

## 弥富市申告会場にお越しの方へ

①市民ホール(図書館棟)への正面玄関入口は、午前8時30分に開錠します。

②混雑状況によっては、午前の受付時間中に来場されても午後の相談になる場合があります。お急ぎの方は、パソコンやスマートフォンを利用しe-Tax申告(電子申告)をご利用ください。

## ▼相談期間

2月16日(水)～3月15日(火)(土・日曜日、祝日を除く)

## ▼ところ

市民ホール(本庁舎南側 図書館棟3階)

## ▼相談時間

午前の受付：午前8時45分～11時 午後の受付：午後1時～4時

## 次の方は津島税務署申告会場(津島市文化会館)へお出かけください

- ・青色決算書や白色収支内訳書が未作成の方または作成の相談をされる方
- ・土地や家屋を売却された方
- ・株式を売却された方
- ・贈与税や消費税などの申告をされる方
- ・住宅に関わる税額控除を受ける初年度の申告をされる方
- ・令和3年中所得分以外(過年分)の確定申告をされる方

## 弥富市申告会場での税理士による無料相談日

## ▼相談期間

2月16日(水)～28日(月)(土・日曜日、祝日を除く)

## ▼相談(受付)時間

午前の受付：午前9時30分～11時 午後の受付：午後1時～3時30分

## ▼対象

給与所得者、年金受給者の方および事業所得、不動産所得または年金以外の雑所得を有する方のうち、令和2年分の所得金額(専従者控除前または青色申告控除前)が300万円以下の方

※譲渡所得などがある方や相続税・贈与税を除く

## ○自主申告にご協力ください

毎年申告会場は、大変混み合います。申告書をご自身で記入できる方は、e-Taxや郵送、申告会場および市役所税務課窓口の税務署への直送投函箱をご利用ください。(申告期間中のみ設置します)

青色決算書・白色収支内訳書・医療費控除の明細書は、必ずご自身で作成してから、ご来場ください。租税公課や減価償却の計算で分からないことは、事前に市役所税務課および税務署にお尋ねください。

市民税・県民税申告についても郵送での受け付けをしています。市民税・県民税申告書の宛先は弥富市役所税務課市民税グループになります。